中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第１号に規定される手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ書面申請）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第３項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第１項の適用を受け、法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ電子申請）	処分の申請をする者が１８歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、法第２０条第２項及び政令第５条第４項第２号に規定される手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	4,350	8,600	4,200	8,400	2,250	4,350	2,050	4,200
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	225	445	215	435	115	225	105	215
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	33,200	65,350	31,800	63,950	17,150	33,200	15,700	31,800
イスラエル	ｼｪｹﾙ	221	436	212	426	114	221	105	212
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	85,000	166,000	81,000	163,000	44,000	85,000	40,000	81,000
イラン	ﾘｱﾙ	42,500,000	83,000,000	40,500,000	81,500,000	22,000,000	42,500,000	20,000,000	40,500,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	24.0	47.0	23.0	46.0	12.5	24.0	11.5	23.0
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	227	446	217	437	117	227	107	217
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	19.25	37.75	18.25	37.00	10.00	19.25	9.00	18.25
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	235	460	225	450	120	235	110	225
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	7,450	14,650	7,100	14,300	3,850	7,450	3,500	7,100
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	2,390	4,705	2,290	4,600	1,235	2,390	1,130	2,290
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	23.5	46.0	22.5	45.0	12.0	23.5	11.0	22.5
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	44	87	42	85	23	44	21	42
レバノン	ﾄﾞﾙ	62	123	60	120	32	62	30	60